「行ってきました！」リーフレット（2016年3月）テキストデータ

１:タイトル:

行ってきました！

国連女性差別撤廃条約日本政府報告審査

CEDAW第63会期　ロビー活動＆傍聴報告

ＤＰＩ女性障害者ネットワーク

http://dwnj.chobi.net/

２:報告の前に簡単な解説

CEDAW（セダウ）とは？

＝女性差別撤廃条約／女性差別撤廃委員会

Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women

Committee on the Elimination of Discrimination against Women

女性差別撤廃条約：1979年に国連総会で採択された国際条約。

1982年に条約履行状況の審査をする機関として、女性差別撤廃委員会が発足。

日本は1985年に条約を批准。７２番目の条約加盟国。

2015年7月現在、締約国数が189か国（署名国99）。

３:CEDAW＝女性差別撤廃委員会

役割：年３回、各締約国の条約履行状況報告書を検討し、国連総会に報告すると同時に、締約国に勧告を行うこと

委員構成：国からは独立した２３人の個人資格の専門家によって構成されている。現在、委員長を務めているのが日本人の弁護士・林陽子さん。林陽子さんは、現在、３期目の委員。

林陽子さんの他には、トルコ、カタール、フランス、ジャマイカ、パラグアイ、アルジェリア、フィンランド、エジプト、ガーナ、レバノン、イスラエル、バングラデシュ、リトアニア、スロベニア、ナイジェリア、モーリシャス、ブラジル、東ティモール、イタリア、スイス、クロアチア、中国といった国の法律（労働法、家族法、DV法等）の専門家や、女性の人権に関わる民間団体職員、政府高官などを務めた人によって担われている。

４:日本政府報告審査のこれまで

■1987年に第一回報告書を提出し、1988年に報告審査。

その後、基本は4年ごとに報告書の提出・審査を受ける（条約18条）

■前回審査（2009）の最終見解に示されたフォローアップ項目

・民法改正（婚姻年齢の男女平等化、再婚禁止期間の廃止、選択的夫婦別姓の採用、婚外子差別の撤廃：世論調査の結果のみに依拠するのではなく、条約に規定に従い整備する義務を果たすべき：パラ１８）

・暫定的特別措置（Temporary special measures）の導入（女性の雇用および政治・公的活動への参画を促すために、暫定的特別措置を導入するように要請：パラ２８）

５:年表

2008年

4月　第6回報告（＝定期報告　Periodic Reports）を政府がＣＥＤ

ＡＷに提出

11月　会期前作業部会（質問事項LOIを審議する会議）ＮＧＯブ

リーフィング

12月　ＣＥＤＡＷ質問事項（＝課題リスト　List of Issues)公表

2009年

4月　ＣＥＤＡＷの質問事項に基づく政府回答

6月　ＪＮＮＣ・ＣＥＤＡＷへのＮＧＯレポートの提出

7月　第44会期　日本レポート審議・NGOブリーフィング

8月　総括所見（＝最終見解）公表（2年後のフォローアップ２項目

提出指示含む）

2010年

8月　フォローアップ担当シモノビッチ委員招聘と各地での講演会

の実施

2011年

7月　ＣＥＤＡＷへのフォローアップ項目ＮＧＯレポート提出

8月　ＣＥＤＡＷへのフォローアップ項目への政府回答

11月　ＣＥＤＡＷからの政府回答への見解（再提出指示含む）

2012年

1月　ＪＮＮＣによる「フォローアップ事項に関するＣＥＤＡＷ見

解」への見解公表

11月　ＣＥＤＡＷへのフォローアップ項目・追加事項の政府回答

2013年

9月　政府回答への見解（次回報告書での報告要請）

６:前回勧告を受けた日本政府の動き

前回審査（2009年）以降、「日本が実施してきたこと」として国が国連に対して報告していること

・婚外子に関する民法の規定改正（2013年12月）

・選択的夫婦別氏制度の検討（大法廷を経て、国会に戻された状態）

・婚姻適齢の男女統一の検討（未達成）

・再婚禁止期間は大法廷で違憲となったため今後法改正（100日を超える場合＆子どもがいない場合）

・ポジティブアクションについては、2010年12月の第三次男女共同参画計画での期限と数値を決めた方策を実施（但し、結果として女性の参画が進んだとはいいがたい状況）

７:今回の審査までのプロセス

2014年

第７・８回報告審議プロセスのスタート

9月　第7・8回報告を政府がＣＥＤＡＷに提出

2015年

7月　会期前作業部会（質問事項LOIを審議する会議）

　　　 ＮＧＯブリーフィング

8月　ＣＥＤＡＷ質問事項公表

冬　 ＣＥＤＡＷへのLOIに基づく政府回答

2016年

1月　ＪＮＮＣ・ＣＥＤＡＷへのＮＧＯレポートの提出

2月　第63会期　日本レポート審議・NGOブリーフィング

3月　総括所見公表

　　 ＮＧＯの評価公表（院内集会の開催など）

８:今回の審査場所、ジュネーブ

日本から欧州の都市経由で飛行、約15時間

スイス西部、レマン湖の南西岸に位置した都市。

国連の欧州本部、国連人権高等弁務官事務所などが置かれている。

９:パレ・デ・ナシオン（Palais des Nations）

日本政府報告審査が行われたのは、国連の建物の一つ「パレ・デ・ナシオン（Palais des Nations）」。広大な敷地のなかに、宮殿のような建物と会議場などが合わせて建っている。元はジュネーブの名家の持ち物だった場所とのこと。なかには放し飼いのクジャク！が生息している。

建物のなかから、レマン湖が望める場所もあった。

10:国連でのスケジュール

15日

午前　CEDAW　第63会期　開会式　会期は2月15日から3月4日まで

ランチタイム　プライベートミーティング

午後　NGOブリーフィング（アイスランド、日本、モンゴル、スウェーデン）

16日

午前　日本政府報告審査

午後　日本政府報告審査

夕方　NGO現地打上げ

11:女性差別撤廃条約ＮＧＯネットワーク（ＪＮＮＣ）

日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク（JNNC）は、女性差別撤廃条約を日本の政策に反映することを目的に活動している約40団体からなるネットワーク。

JNNCは、63会期の会期前作業部会に向けてレポートを提出すると同時に、ＬＯＩについて、加盟団体NGOからの最新の情報と求める勧告を内容とするレポートを2016年はじめに提出。現地でのロビー活動には80名が参加。　　　http://www.jaiwr.org/jnnc/

12:DPI女性障害者ネットワークで準備したこと

日本での資料作成作業

現地での資料袋詰め

女性差別撤廃委員への個別のアポとり

テーマ別の班分け

１班　障害女性の参画

２班　ジェンダー統計・雇用

３班　暴力・虐待＆相談・支援

４班　医療、その他へのアクセス

現地打ち合わせ

13:国連でのロビイング

女性差別撤廃委員会の日本政府審査に向けて女性差別撤廃委員のツォウ委員(中国：ラポーター)、シュルツ委員(スイス：社会参画)、グベデマ委員(ガーナ：暴力)、ブルーン委員(フィンランド：雇用)、ジャハン委員(バングラデシュ：教育)、ピメンテル委員(ブラジル：法律家→障害児の中絶)と個別面談。

14:関係者との面談

障害に関する国連特別報告者のカタリーナさん及びアシスタントのアルベルトさんと面談、International Disability Alliance(IDA)ヴィクトリア・リーさんと面談、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)訪問、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)のFacundo Ｃhavezさん(車いすユーザー：障害に関するアドバイザー)、服部さん(子供の人権に関する担当者)

15:日本政府に出された勧告（抜粋要約）

■18・19･30･31．政治的および公的活動、意思決定の地位における障害女性等の参画の低さ／法令による暫定的特別措置（クオータ制を含む）を含む具体的措置をとることを求める。

■22 (c)・23．DVを含む暴力被害者である障害女性等の通報困難な状況を懸念／刑法改正、通報やシェルター利用の可能化、職員研修等を強く要請する。

■24 ・25．強制不妊手術被害者（70％が女性）の調査、加害者の起訴、有罪となった場合の処罰、被害者の法的救済、賠償およびリハビリテーションサービスを提供するよう勧告する。

■32(f)・33．障害および移住女性の、教育へのアクセス障壁を除去し、次回の報告では情報提供すること。

■34（e）･35．雇用分野における障害女性等の複合的な差別状況を懸念／雇用分野の調査を実施し、ジェンダー統計を提供すること。

■46・47　先住民族、民族マイノリティ、障害女性、LBT女性、移住女性等の健康・教育・雇用・公的生活への参加アクセスが制限されていることを懸念／これらの複合的および交差的な差別の根絶を目的とした努力を積極的に行うことを求める。

16:感謝！グループでのロビイングが可能に

クラウドファンディング（ジャパンギビング）による資金集め

そのためのプロボノ（A-Con）による活動サポート

メディア（朝日新聞、毎日新聞など）への登場

そして、クラウドファンディングや募金にご協力いただいた多くの支援者のみなさまのおかげで、DPI女性障害者ネットワークの関係で11人の国連ロビー活動が可能となりました。ここに記して感謝します。